(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、専用水道の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事設計確認申請)

- 第2条 法第33条第1項の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書 (第1号様式)により行うものとする。
- 2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申 請書記載事項変更届(第2号様式)により行うものとする。

(布設工事設計確認等通知)

第3条 法第33条第5項の規定による通知は、専用水道布設工事設計確認通知書(第3号様式)又は専用水道布設工事設計不適合通知書(第4号様式)により行うものとする。

(給水開始前の届出)

- 第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届(第5号様式)により行うものとする。 (水道技術管理者の設置等の報告)
- 第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第1 9条第1項の規定により水道技術管理者を設置し、又は変更したときは、 専用水道技術管理者設置(変更)報告書(第6号様式)により市長に報 告するものとする。

(業務の委託等の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定 による届出は、専用水道業務委託届(第7号様式)又は専用水道業務委 託契約失効届 (第8号様式) により行うものとする。

(廃止報告)

第7条 専用水道の設置者は、当該専用水道の施設を廃止したときは、速 やかに専用水道廃止報告書(第9号様式)により市長に報告するものと する。

(給水の緊急停止報告)

- 第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第2 3条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、専用水道給水 緊急停止報告書(第10号様式)により市長に報告するものとする。 (台帳の備付け)
- 第9条 市長は、専用水道台帳(第11号様式)を備え付け、専用水道に関する所要事項を記載し、その現況を明らかにするものとする。 (その他)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、専用水道の事務の取扱いに関し 必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申 請 者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号)

水道事務所の所在地

専用水道の布設工事(新設・増設・改造)をしたいので、水道法第33条第 1項の規定により、工事設計書及び関係書類を添えて申請します。

工事設計書

専用水道施設の名称 専用水道施設の所在地

	1日最大給水量及び1日平均給水量	
1	(1) 1日最大給水量	
	(2) 1日平均給水量	
	水源の種別及び取水地点	
2	(1) 水源の種別	
	(2) 取水地点	
	水源の水量の概算及び水質試験の結果	
3	(1) 水量の概算	
	(2) 水質試験の結果	
	水道施設の概要	
	(1) 圧送ポンプ	
4	(2) 電動弁	
	(3) 配管材料	
	(4) 塩素滅菌機	
	水道施設の位置、規模及び構造	
5	(1) 水道施設の位置	
	(2) 規模及び構造	
6	浄水方法	
	工事の着手及び完了予定年月日	
7	(1) 着手予定年月日	
	(2) 完了予定年月日	
	添付書類	
	(1) 水の供給を受ける者の数を記載し	た書類及び水理計算書
	(2) 水の供給が行われる地域を記載し	た書類及び図面
	(3) 水道施設の位置を明らかにする地	図
8	4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明	らかにする地図(井戸水等)
0	(5) 主要な水道施設((6)に掲げるもの	を除く。) の構造を明らかにする平面図、立面図、断
	面図及び構造図	
	(6) 導水管渠、送水管並びに配水及び	給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする
	平面図及び縦断面図	
	(7) 給水フローシート	

第2号様式(第2条関係)

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名) (電話番号)

専用水道布設工事確認申請書の記載事項を変更したので、水道法第33 条第3項の規定により届け出ます。

- 1 専用水道施設の名称
- 2 専用水道施設の所在地
- 3 変更年月日

4 変更事項

	変更前	変更後
申請者の住所及び氏名 (法人又は組合にあっては、 主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者氏名)		
水道事務所の所在地		

第3号様式(第3条関係)

専用水道布設工事設計確認通知書

第 号年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道施設の名称
- 2 専用水道施設の所在地

第4号様式(第3条関係)

専用水道布設工事設計不適合通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

越谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合しませんでしたので、同法第33条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 専用水道施設の名称
- 2 専用水道施設の所在地
- 3 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、越谷市長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第5号様式(第4条関係)

専用水道給水開始前届

年 月 日

)

越谷市長 宛

届出者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号

専用水道の布設工事が完成し、下記のとおり給水を開始しますので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 給水を開始する専用水道施設
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
- 2 給水開始予定年月日

(添付資料)

- ① 水道施設検査書
- ② 净水水質検査結果(写)
- ③ 図面
 - ア 給水区域又は給水施設の位置を示す図面
 - イ 施設関係図面(平面図)
- ④ 専用水道布設工事設計確認通知書(写)

専用水道技術管理者設置 (変更) 報告書

年 月 日

越谷市長 宛

報告者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号)

以下のとおり、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置(変更)したので、越谷市専用水道事務取扱規則第5条の規定により報告します。

専用	水道施	設の名	称						
専用を	水道施設	设の所在	土地						
水	設置(変	更)年月	日	年	月	日			
道	氏		名				勤務形	態 専任	・兼任
技	現	住	所						
	連	絡	先				電話		
術	水道技としての	術管理の資格内		水道法施行令	ŕ	条	項第	項	
管	勤	務	先			職名		勤務年数	
理	主たる	従事業	務						
者	(変更変更前の 変更前の 管 理	で場合) の水道を 者 氏	を術						

(添付資料)

- ① 水道技術管理者としての資格を証明する書類
- ② 水道に関する技術上の実務経験を証明する書類

専用水道業務委託届

年 月 日

)

越谷市長 宛

届出者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号

専用水道の管理に関する技術上の業務を次の者に委託しましたので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

専用水道施設の名称	
専用水道施設の所在地	
水道管理業務受託者の 住 所 及 び 氏 名	住所
(法人又は組合にあっては、 主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者氏名)	氏名
受託水道業務技術管理者	
の 氏 名	
委託した業務の範囲	
契 約 期 間	年 月 日から
契 約 期 間	年 月 日まで

(添付書類)

- ① 委託契約書の写し
- ② 受託水道技術管理者の資格を有することを証明する書類
- ③ 受託水道技術管理者が水道に関する技術上の実務経験を証明する書 類

専用水道業務委託契約失効届

年 月 日

)

越谷市長 宛

届出者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号

専用水道の管理に関する技術上の業務の委託に関する契約が失効したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

専用水道施設の名称					
専用水道施設の所在地					
水道管理業務受託者の 住 所 及 び 氏 名	住所				
(法人又は組合にあっては、 主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者氏名)	氏名				
受託水道業務技術管理者 の 氏 名					
委託した業務の範囲					
契 約 期 間		年年	月 月	日から 日まで	
契約が効力を失った理由					

専用水道廃止報告書

年 月 日

越谷市長 宛

報告者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号)

以下のとおり専用水道を廃止したので、越谷市専用水道事務取扱規則第 7条の規定により報告します。

専力	用水道	施	設の	名称						
専月	用水道:	施設	の所	在地						
廃	止	年	月	日		年	月	日		
廃	止		理	由						

※専用水道布設工事設計確認通知書(写)を添付すること。

専用水道給水緊急停止報告書

年 月 日

越谷市長 宛

報告者 住所

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 印

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の名称及び代表者氏名)

(電話番号)

以下のとおり、水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により専用水道の給水の緊急停止を行ったので、越谷市専用水道事務取扱規則第8条の規定により報告します。

専	用力	く道力	施設	の名	称	
専	用水	道施	設の	所在	E地	
給	水	停 _	止 年	. 月	日	年 月 日
給	水	停	止	期	間	年 月 日から 年 月 日まで
給	水	停	止	理	由	

専用水道台帳

越	<u> </u>	谷	·	†										No.			
施	設	名															
所	在	地								Tel							
設			氏名又に	は名称	及び仁	代表者	至名		住			所			電訊	舌番号	<u> </u>
置	創設	设時															
者	現	在															
確認((届出)	年月日		年	月		日		第	T .	号	確詞	認	• 厚	4出		
	住人		確認時			人 (<u></u>	世春	崇)	しゅん工年			年	<u> </u>	月	日	
給	水能	力	1日最力					$m^3/$		1日平					m ³ /		
			うち飲用水等の				- tolk the	m ³ /		うち飲用水等					m ³ /		
施;	設用	途	1 集合住宅					分 5 旅館	等 6 レ	ジャー施設	7 その 1)
	T.		施		<i>(</i>)	概	要			-	,,,				犬 況		
-	1		事業体の	つ水			有 · 無 維 1 設置者:					者が	実施				
原	$\begin{vmatrix} 2 \\ \Rightarrow \end{vmatrix}$	井戸			<u>+</u>))点	$\begin{vmatrix} 1 \\ 0 \end{vmatrix}$					託					
水の	アイ		:井戸 :井戸	m	本本本	浄 水	$\begin{vmatrix} 2 \\ 3 \end{vmatrix}$	緩速 <i>を</i> 除 Fe			管理	委託先	i :				
種	3		:开尸 :水又は(加 犬流水	·	一方	$\begin{vmatrix} 3 \\ 4 \end{vmatrix}$	膜ろi	-		性	-	 有	•	無		
別			:水スはぃ :川名	/\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	,) 法	5	滅菌物				氏名	H		<u> </u>		
/3 4	4	その			´,		6	その他)	水	所属					
	併用) ·	•無			设能力		3/日	道	所属住所					
 口径	<u> </u>	 m 以_	上の導管	の延-	長	1 15		超 2	1500	m 以下	技	1/1/1/4 1-2//1					
		<u>… グミ</u> ひ規模		<u>/~</u> 置数	~			<u>;</u> (槽式		術		1	水道法	施行令第	5 条	
	· · · · ·	- //- 12		一次 効容量	Ĺ			13	1	,	管	資格	-	第	項	号該	当
				ポンプ		; (台)	理		2	条何]等()
配	水	方 法	去	高架水	;槽((有	·	無)	基	者	専・兼別		専任	· 兼	任	
			E	王力水	;槽((有	•	無)	基		専従職員	1	有	(人)	
			2	自然流	<u>大</u> 了。	·							2	無			
給水	くフロー	・チャート	\														
			_														
備	考																

		氏名又	は名和	外及で	び代	表者名			,	住		所			冒	 1 1 1 1 1 1 1 1 1
設品							+									
	氏	名	 	京		属	<u> </u>	ᆄ	屈	/ 	市		₹	格		専・兼別
}	1/		1	所		<u></u> 周		所_	属_	住_	所	施行令	-		一号	兼・専
水												施行令			. 号	兼・専
道												施行令			号	兼・専
技												施行令		第項		兼・専
術												施行令	第3	第 項	号	兼・専
管												施行令	第3	第 項	号	兼・専
理												施行令	第 条	第 項	号	兼・専
者												施行令	第 条	第項	号	兼・専
							-					施行令		第項		兼・専
<u> </u>		- n m w				/	[-#4	15. X		* : 1.1 :	, . 	施行令		第項	号	兼・専
1	火槽	設置数				基 (容量		m ³			
ひた	見模	設置数				基 (槽				容量		m ³			
左		1				<u> </u>	<u>監 視</u>	言		録						
年 給7	月 日 火 人口					人					人					人
	質検査		1			<u>ハ</u> 回/年	省略不可項目				回/年	省略不可項目				回/年
/4 * >	マルイ	消毒副生成物				回/年	消毒副生成物				回/年	消毒副生成物				回/年
		その他				., .	その他				, ., .	その他				
健原	東診断	f 実	施	•	未美	ミ施	実	施	•	未	実施	実	施	•		卡実施
- 衛	生上の	良	好	•	不	良	良	好	•	不	良	良	好	•	7	下 良
措	置		素	mg/(残留塩	素	mg	/0		残留塩	素	mg	/Q	
管理記	録等の保		1	•	無	<u></u>	1	<u> </u>	•		無	1	<u> </u>	•		無
الرحانا	\	_														
│ 指導 │	掌事 項															
備	老	<u> </u>														

注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月1回の測定が義務付けられる基礎的性状9項目

^{2 「}残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入

			監視 記	録		
年月日						
給水人口		人		人		人
水質検査	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年
	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年
	その他		その他		その他	
健康診断	実 施	未実施	実 施	• 未実施	実 施	未実施
衛生上の	良 好	不良	良好	• 不良	良 好	• 不良
措置	残留塩素	mg/Q	残留塩素	mg/Q	残留塩素	mg/ℓ
管理記録等の保管	有	· 無	有	• 無	有	• 無
指導事項						
備考						
		Ē	監視 記	録		
年月日						
給水人口		人		人		人
水質検査	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年
	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年
	その他		その他		その他	
健康診断	実 施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実 施	• 未実施	実 施	• 未実施
衛生上の	良 好	• 不良	良好	• 不良	良 好	• 不 良
措置	残留塩素	mg/Q	残留塩素	mg/Q	残留塩素	mg/Q
管理記録等の保管	有	• 無	有	· 無	有	• 無
指導事項						
備考						

- 注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月1回の測定が義務付けられる基礎的性状9項目
 - 2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入